

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
1. 総則	1. 目的	中野区	<p>■題名 中野区自治基本条例</p> <p>■第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、中野区の自治の基本原則を明らかにするとともに、区民の権利及び責務並びに区議会及び執行機関の責務等、行政運営及び区民の参加の手續等の基本的な事項について定めることにより、区民の意思を反映させた区政運営及び区民の自治の活動を推進し、もって安心して生き生きと暮らせる地域社会を実現することを目的とする。</p>
	2. 定義	長崎市	<p>■題名 長崎市よかまちづくり基本条例</p> <p>■(用語の意味) 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。 (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。 ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。 エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のもの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。 オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。 カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員</p>

			<p>会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。</p> <p>(4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。</p> <p>(5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。</p> <p>(6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。</p>
	3. 市政の基本理念	宝塚市	<p>■題名 宝塚市まちづくり基本条例</p> <p>■(まちづくりの基本理念)</p> <p>第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(以下「協働」という。)を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり</p> <p>(3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり</p> <p>(4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり</p>

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
2. 情報の公開と共有	1. 市民の知る権利	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p>

			<p>■第2章 市民及び市民自治 （市政における市民の権利、責務等）</p> <p>第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。</p>
	2. 行政の説明責任	多摩市	<p>■題名 多摩市自治基本条例</p> <p>■第3章 情報の共有 （説明・応答責任）</p> <p>第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>
	3. 個人情報の保護	小平市	<p>■題名 小平市自治基本条例</p> <p>■第8章 行財政運営 （個人情報の保護）</p> <p>第27条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>2 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。</p>

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
3. 市民参加の市政の推進	1. 市民参加の権利	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第2章 市民及び市民自治 （市政における市民の権利、責務等）</p> <p>第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参</p>

			加しないことによって不利益な扱いを受けない。
2. 参加 機会の保 障	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第6章 参加及び協働 (計画の策定過程等)</p> <p>第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。</p>	
3. 市民 参加の制 度	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第6章 参加及び協働 (市民会議等の設置及び運営)</p> <p>第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。</p>	
4. 住民 投票制度	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p> <p>■第9章 参画及び協働 (住民投票制度)</p> <p>第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	

5. 協働	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第6章 参加及び協働 (協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる</p>
-------	-----	---

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
4. 多様な主体との協力	1. 近隣自治体との連携	所沢市	<p>■題名 所沢市自治基本条例</p> <p>■第9章 国、県、他自治体等との連携等 (国、県、他自治体等との連携等)</p> <p>第29条 市は、国、県、他自治体等との役割分担を明確にして対等の立場で連携し、協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案、協力をを行います。</p> <p>2 広域的な行政課題解決のため、近隣自治体等と連携し、協力するよう努めるものとします。</p>
	2. 都との協力	小平市	<p>■題名 小平市自治基本条例</p> <p>■第9章 国、都等との関係 (国及び都との関係)</p> <p>第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、</p>

		基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。
3. その他の自治体との協力	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第7章 政府間関係 (他の自治体等との連携)</p> <p>第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p>
4. 国との協力	小平市	<p>■題名 小平市自治基本条例</p> <p>■第9章 国、都等との関係 (国及び都との関係)</p> <p>第33条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。</p>
5. 国際交流活動	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第7章 政府間関係 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)</p> <p>第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。</p>
6. その他の主体との協力	別海町 (北海道)	<p>■題名 別海町自治基本条例</p> <p>■第9章 連携及び協力 (さまざまな人々との連携及び協力)</p>

		<p>第42条 私たちは、別海町の特性を生かした活動及び交流を通じて、さまざまな人々の知恵及び意見をまちづくりに生かします。</p> <p>2 わたしたちは、地域振興のため、企業・大学・研究機関などとの連携協力を推進します。</p>
--	--	--

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
5. 行政の政策活動の原則	1. 長期計画等	小平市	<p>■題名 小平市自治基本条例</p> <p>■第8章 行財政運営 (長期総合計画)</p> <p>第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。</p>
	2. 財政運営等	国分寺市	<p>■題名 国分寺市自治基本条例</p> <p>■第7章 市政運営 (財政運営)</p> <p>第28条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。</p>
	3. 法務体制	伊賀市	<p>■題名 伊賀市自治基本条例</p> <p>■第6章 行政の役割と責務 第2節 行政運営の方針 (法務体制)</p> <p>第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p>
	4. 政策	国分寺市	<p>■題名</p>

評価		<p>国分寺市自治基本条例</p> <p>■第7章 市政運営 (行政評価)</p> <p>第30条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。</p>
----	--	--

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
6. 行政組織と職員政策	1. 行政組織の編成	流山市	<p>■題名 流山市自治基本条例</p> <p>■第6章 行政運営の原則 (行政組織及び職員の能力開発)</p> <p>第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。</p> <p>2 及び 3 (略)</p>
		三郷市	<p>■題名 三郷市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (組織及び人事)</p> <p>第24条 市長は、社会情勢の変化又は複数の分野にまたがる課題に柔軟に対応するため、効果的かつ効率的な内部組織の編成に常に努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
	2. 職員政策等	流山市	<p>■題名 流山市自治基本条例</p> <p>■第6章 行政運営の原則 (行政組織及び職員の能力開発)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定</p>

			<p>しなければなりません。</p> <p>3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。</p>
		<p>三郷市</p>	<p>■題名 三郷市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (組織及び人事)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 市長は、政策形成にあたり創造性を発揮できるよう、優秀な人材の確保、職員研修の充実、評価重視の人事等に取り組むものとする。</p>
<p>3. 市民委員会等</p>		<p>三鷹市</p>	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第6章 参加及び協働 (市民会議等の設置及び運営)</p> <p>第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p>

4. 出資 団体等	多治見市	<p>■題名 多治見市市政基本条例</p> <p>■第4章 市政の諸原則 (出資団体など)</p> <p>第26条 市は、市が出資し、職員を派遣し、公の施設の管理を委ねている団体などの団体（以下「出資団体など」といいます。）に関し、市との関係と出資団体などの経営状況などに関して資料を作成し、毎年度、公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、出資団体などへの支出などの市と出資団体などとの財務上の関係を明らかにし、その内容を公表しなければなりません。</p> <p>3 市は、出資団体などの経営と市との関係について評価を行い、その結果を公表しなければなりません。</p>
	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (出資団体等)</p> <p>第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。</p>

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
7. 議会 と議員	1. 議会 の 情 報	草津市	<p>■題名 草津市議会基本条例</p>

活動の原則	公開		<p>■第3章 市民に開かれた議会 (市民への情報公開および情報発信)</p> <p>第5条 議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取り組みを進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p>
		札幌市	<p>■題名 札幌市自治基本条例</p> <p>■第3章 議会及び議員 (市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</p>
	2. 議会の市民参加	調布市	<p>■題名 調布市議会基本条例</p> <p>■第1章 総則 (市民参加)</p> <p>第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げのことをいいます。</p> <p>(1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。</p> <p>(2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。</p>

			<p>■第3章 市民と議会の関係 (広報広聴機能の充実)</p> <p>第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。</p> <p>2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。</p> <p>3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。</p> <p>4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとしします。</p> <p>5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。</p>
		札幌市	<p>■題名 札幌市自治基本条例</p> <p>■第3章 議会及び議員 (議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
3. 議会の自由討議		草津市	<p>■題名 草津市議会基本条例</p> <p>■第2章 議会および議員の基本原則 (議会の役割)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議会は、市の課題の提起および解決に向けた政策の立案および提言を積極的に行うために、議員</p>

			<p>間で十分に議論し、議会としての合意形成を図るものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>■第4章 政策の立案および提言を行う議会 (討議する議会)</p> <p>第8条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p>
<p>4. 議会と市長等との関係</p>	<p>草津市</p>	<p>■草津市議会基本条例</p> <p>■第5章 行政の監視および評価を行う議会 (監視機能および審査機能の強化)</p> <p>第12条 議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。</p> <p>2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。</p> <p>3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。</p> <p>(反問権)</p> <p>第13条 本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。</p>	
<p>5. 議員の研修体制等</p>	<p>草津市</p>	<p>■題名 草津市議会基本条例</p> <p>■第1章 総則 (議員の活動原則)</p>	

			<p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 議員は、市民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>■第4章 政策の立案および提言を行う議会 (政策立案および政策提言)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。</p>
--	--	--	---

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
8. 公正と信頼の確保	1. 行政手続	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p> <p>■第8章 区政運営 (行政手続)</p> <p>第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。</p>
	2. 監査	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (監査)</p> <p>第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。</p>
	3. オンブズパーソン	三鷹市	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (オンブズマン)</p>

		<p>第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p>
<p>4. 政治倫理</p>	<p>流山市</p>	<p>■題名 流山市自治基本条例</p> <p>■第8章 公正と信頼の確保 (倫理)</p> <p>第34条 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。</p> <p>2 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。</p>
<p>5. 職員倫理</p>	<p>三鷹市</p>	<p>■題名 三鷹市自治基本条例</p> <p>■第5章 市政運営 (職員及び組織)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職</p>

			務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。 3 (略)
	6. 職員の報告	流山市	<p>■題名 流山市自治基本条例</p> <p>■第8章 公正と信頼の確保 (内部通報)</p> <p>第35条 職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。</p> <p>2 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</p>

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
9. 市民、市長、議員及び職員の責務	1. 市民の責務	会津若松市	<p>■題名 会津若松市自治基本条例</p> <p>■第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務 (市民の役割及び責務)</p> <p>第4条 市民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める権利及び義務を有するほか、市政に関する情報について、公開及び提供を求めることができる。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、権利の行使に責任をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。</p>
	2. 議員の責務	会津若松市	<p>■題名 会津若松市自治基本条例</p> <p>■第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務 (議会及び議員の役割及び責務)</p> <p>第5条 議会及び議員の役割及び責務に関し必要な事項は、会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）に定めるところによる。</p>
		豊島区	■題名

			<p>豊島区自治の推進に関する基本条例</p> <p>■第5章 区議会 第1節 区議会の意義及び役割 (区議会の役割)</p> <p>第31条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。</p> <p>2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。</p> <p>3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。</p> <p>第2節 議員の責務 (行動の指針)</p> <p>第33条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。 (議論の活発化及び能力の向上)</p> <p>第34条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。</p>
<p>3. 市長の責務</p>	<p>会津若松市</p>		<p>■題名 会津若松市自治基本条例</p> <p>■第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務 (市長等の役割及び責務)</p> <p>第6条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するものとする。</p> <p>2 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴き、及び市民の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営に当たるものとする。</p>

			3 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民及び議会への説明責任を果たすものとする。
	4. 職員の責務	会津若松市	<p>■題名 会津若松市自治基本条例</p> <p>■第2章 まちづくりの主体としての役割及び責務 (市職員の役割及び責務)</p> <p>第7条 市職員は、市民の生活の向上のため、法令を遵守し、及び使命感を持って、公平及び公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 市職員は、多様化する地域課題の解決のため、不断の自己研鑽に努めるものとする。</p> <p>3 市職員は、組織横断的な視点に立って職務を遂行するものとする。</p>

章	項目名	自治体名	条例の抜粋
10. 最高規範性 と見直し し手続 等	1. 最高規範性	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p> <p>■第11章 条例の位置付け</p> <p>第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
	2. 見直しの継続	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p> <p>■第11章 条例の位置付け</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。</p>
	3. 市民投票手続	杉並区	<p>■題名 杉並区自治基本条例</p>

			<p>■第9章 参画及び協働 (住民投票)</p> <p>第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>
--	--	--	--